

平成 3 0 年

上尾市議会 1 2 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 78 号	平成 30 年度上尾市一般会計補正予算（第 3 号）……………	別冊
議案第 79 号	平成 30 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）……………	別冊
議案第 80 号	平成 30 年度上尾市公共下水道事業特別会計補正予 算（第 1 号）……………	別冊
議案第 81 号	平成 30 年度上尾市水道事業会計補正予算（第 1 号） ……………	別冊
議案第 82 号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	1
議案第 83 号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改 正する条例の制定について……………	9
議案第 84 号	上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について……………	1 1
議案第 85 号	上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制 定について……………	1 3
議案第 86 号	公の施設の指定管理者の指定の変更について……………	1 4
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求 めることについて……………	1 5

議案第 8 2 号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の給与に関する条例 (昭和 3 0 年上尾市条例第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「週休日」の次に「(第 1 2 条第 4 項において「週休日」という。)」を加える。

第 1 2 条第 4 項中「勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく」を削る。

第 1 6 条の 5 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 0」を「1 0 0 分の 9 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 2 . 5」を「1 0 0 分の 4 7 . 5」に改め、同条第 4 項中「次条において同じ。) から」を「次条第 3 項第 3 号において同じ。) から」に、「同項」を「第 1 6 条の 5 第 1 項」に、「次条において同じ。)」を「次条第 1 項において同じ。)」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	230,000	261,900	291,600	300,500	329,700	359,200

再任用職員以外の職員

2	145,200	231,600	264,200	293,900	303,100	332,200	362,300
3	146,400	233,100	266,500	296,200	305,700	334,700	365,400
4	147,500	234,700	268,800	298,500	308,300	337,200	368,500
5	148,600	236,100	270,900	300,800	310,900	339,500	371,600
6	149,700	237,800	273,200	303,100	313,500	342,000	374,700
7	150,800	239,300	275,500	305,400	316,100	344,500	377,800
8	151,900	240,900	277,800	307,700	318,700	347,000	380,900
9	153,000	242,100	279,900	310,000	321,300	349,300	384,000
10	154,400	243,600	282,200	312,300	323,900	351,800	387,100
11	155,700	245,200	284,500	314,600	326,500	354,300	390,200
12	157,000	246,600	286,800	316,900	329,100	356,800	393,300
13	158,300	248,100	288,900	319,200	331,700	359,100	396,400
14	159,800	249,600	291,100	321,400	334,300	361,600	399,500
15	161,300	250,900	293,400	323,700	336,900	364,100	402,600
16	162,900	252,300	295,500	325,900	339,500	366,600	405,700
17	164,200	253,800	297,400	328,100	342,100	368,900	408,800
18	165,700	255,400	299,700	330,100	344,700	371,400	411,900
19	167,200	257,100	302,000	332,300	347,300	373,900	415,000
20	168,700	258,900	304,200	334,500	349,900	376,400	418,100
21	170,100	260,500	306,100	336,400	352,500	378,700	421,200
22	172,800	262,300	308,400	338,600	355,100	381,200	424,300
23	175,400	264,000	310,600	340,600	357,700	383,700	427,400
24	178,000	265,700	312,900	342,800	360,300	386,200	430,500
25	180,700	267,600	315,000	344,600	362,900	388,500	433,600
26	182,400	269,500	317,100	346,600	365,500	391,000	436,700
27	184,000	271,300	319,300	348,600	367,900	393,500	439,800
28	185,700	273,100	321,400	350,600	370,500	396,000	442,900
29	187,200	274,800	323,300	352,300	372,400	398,300	446,000
30	188,900	276,700	325,300	354,300	374,900	400,800	449,100
31	190,700	278,600	327,300	356,100	377,200	403,300	452,200
32	192,400	280,300	329,300	358,000	379,700	405,800	455,300

33	194,000	281,800	331,000	359,900	382,100	408,100	458,400
34	195,800	283,700	333,100	361,800	384,800	410,500	461,500
35	197,600	285,500	335,100	363,800	387,400	413,000	464,500
36	199,400	287,400	337,200	365,700	390,100	415,400	467,500
37	200,900	289,000	338,600	367,700	392,500	417,300	470,500
38	202,700	290,700	340,500	369,600	394,800	419,600	473,500
39	204,500	292,500	342,400	371,600	397,000	421,700	476,500
40	206,300	294,300	344,300	373,600	399,400	423,900	479,600
41	207,900	295,800	345,900	375,100	401,200	425,900	482,300
42	209,700	297,500	347,800	376,900	403,200	428,000	485,400
43	211,500	299,000	349,700	378,700	405,100	430,100	488,400
44	213,300	300,600	351,500	380,300	406,900	432,200	491,500
45	214,700	302,200	353,400	382,100	408,800	433,900	494,200
46	216,500	303,900	355,200	383,500	410,600	435,700	496,500
47	218,200	305,500	357,000	385,000	412,400	437,700	498,800
48	220,000	307,200	358,700	386,600	414,300	439,700	501,100
49	221,700	308,100	360,100	388,000	416,100	441,600	503,200
50	223,400	309,600	361,400	389,200	417,600	443,400	504,600
51	225,000	311,100	362,800	390,400	419,100	445,200	506,100
52	226,600	312,700	364,200	391,500	420,700	446,900	507,500
53	228,000	314,300	365,500	392,600	422,300	448,700	508,700
54	229,700	315,900	366,400	393,800	423,600	450,200	
55	231,300	317,500	367,500	395,000	424,900	451,600	
56	232,900	319,000	368,600	396,100	426,100	453,100	
57	234,000	320,500	369,400	396,800	427,300	454,500	
58	235,500	321,700	370,300	397,500	428,600	455,800	
59	236,900	322,900	371,200	398,200	429,900	457,100	
60	238,200	324,100	372,100	398,900	431,100	458,300	
61	239,500	324,800	373,000	399,500	432,300	459,300	
62	240,700	325,700	373,800	400,100	433,100	460,000	
63	241,700	326,500	374,600	400,600	433,900	460,800	

64	242,900	327,300	375,400	401,000	434,700	461,500	
65	244,200	328,200	376,100	401,400	435,300	462,200	
66	245,300	328,600	376,800	401,700	436,000	463,000	
67	246,500	329,300	377,500	402,000	436,700	463,700	
68	247,800	330,100	378,200	402,300	437,400	464,300	
69	248,700	330,900	378,700	402,600	438,200	464,800	
70	250,100	331,600	379,300	402,900	439,000	465,400	
71	251,500	332,300	379,900	403,200	439,400	466,000	
72	252,900	333,000	380,600	403,500	440,100	466,600	
73	254,300	333,500	381,000	403,800	440,600	467,100	
74	255,700	334,100	381,700	404,100	441,000		
75	257,100	334,600	382,300	404,400	441,400		
76	258,400	335,200	382,900	404,700	441,800		
77	259,600	335,500	383,300	405,000	442,200		
78	260,900	336,000	383,900	405,300	442,600		
79	262,300	336,400	384,500	405,600	443,000		
80	263,600	336,900	385,100	405,900	443,300		
81	264,700	337,300	385,500	406,100	443,600		
82	265,800	337,800	386,000	406,400	444,000		
83	267,100	338,300	386,500	406,700	444,300		
84	268,400	338,800	387,100	407,000	444,600		
85	269,400	339,100	387,400	407,200	444,900		
86	270,500	339,500	387,800	407,500			
87	271,800	340,000	388,200	407,800			
88	273,100	340,400	388,600	408,000			
89	274,000	340,700	388,900	408,200			
90	275,000	341,100	389,200	408,500			
91	275,900	341,600	389,500	408,800			
92	277,000	342,000	389,800	409,000			
93	278,100	342,200	390,000	409,200			
94		342,600	390,300	409,500			

95		343,100	390,600	409,800			
96		343,500	390,800	410,000			
97		343,700	391,000	410,200			
98		344,100	391,300				
99		344,500	391,600				
100		344,800	391,800				
101		345,100	392,000				
102		345,500	392,300				
103		345,900	392,600				
104		346,300	392,800				
105		346,800	393,000				
106		347,200					
107		347,600					
108		348,000					
109		348,500					
110		348,900					
111		349,200					
112		349,500					
113		350,000					
再任用職員	215,200	255,200	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

第2条 上尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「宿日直手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第6条第4項中「第12条第4項」の次に「及び第16条第1項」を加える。

第12条の2第1項中「職員に」を「職員（以下「指定管理職員」という。）に」に改め、同条第2項中「同項に規定する職員」を「指定管理職員」に改める。

第13条第3項中「代休日）又は」を「代休日。第16条第1項において「祝日法による休日等」という。）又は」に、「代休日）その他」を「代休日。第16条第1項において「年末年始の休日等」という。）その

他」に改める。

第16条を第15条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第16条 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において市規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において市規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第16条の2第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

第16条の6の次に次の1条を加える。

(指定管理職員についての適用除外)

第16条の6の2 第12条、第13条第2項及び第14条の規定は、指定管理職員には適用しない。

(上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年上尾市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号級	給料月額(円)
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000

第8条第1項の表を次のように改める。

職務の級	1級	2級	3級
給料月額(円)	170,100	215,200	255,200

第10条第1項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第4項中「100分の165」を「100分の170」に改め、同条第5項中「以下」を「第16条の5第2項第2号において」に改め、同条第6項中「以下「任期付短時間勤務職員」を「第12条第2項及び第16条の6第1項において「任期付短時間勤務職員」に、「数(以下)」を「数(以下この項において)」に改める。

第4条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「、第16条」を「、第15条の2」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 特定任期付職員に対する給与条例第16条及び第16条の2の規定の適用については、給与条例第16条第1項中「指定管理職員が」とあるのは「上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年上尾市条例第3号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下この項及び次項において「特定任期付職員」という。)が」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2

項中「指定管理職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第16条の2第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の表及び第8条第1項の表の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第16条の5第2項第1号及び第2号の規定並びに改正後の任期付職員条例第10条第4項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の上尾市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

提案理由

人事院勧告に準じて、市職員の給与改定を行いたいので、この案を提出する。

議案第 83 号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

上尾市長 畠 山 稔

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「100分の227.5」を「100分の
232.5」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第2号）第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年上尾市条例第3号）第5条第2項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）第5条第2項

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「、6月に支給する場合には100
分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.
5」を「100分の222.5」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条第2項

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上

尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の各条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

職員の給与改定に準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を改めたいので、この案を提出する。

議案第 84 号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和 30 年上尾市条例第 51 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「資産割額並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削り、
同項ただし書中「52 万円」を「58 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中
「17 万円」を「19 万円」に改める。

第 4 条を削る。

第 5 条中「1 万円」を「2 万 7,000 円」に改め、同条を第 4 条とす
る。

第 5 条の 2 を削る。

第 5 条の 3 中「100 分の 1.5」を「100 分の 1.9」に改め、同
条を第 5 条とする。

第 5 条の 4 中「8,000 円」を「1 万円」に改め、同条を第 5 条の 2
とする。

第 6 条中「100 分の 1」を「100 分の 1.5」に改める。

第 7 条中「9,000 円」を「1 万 2,000 円」に改める。

第 19 条中「及びイ」を削り、「52 万円」を「58 万円」に、「各号
ウ」を「各号イ」に、「17 万円」を「19 万円」に、「各号エ」を「各号
ウ」に改め、同条第 1 号ア中「7,000 円」を「1 万 8,900 円」に改
め、同号イを削り、同号ウ中「5,600 円」を「7,000 円」に改め、
同号ウを同号イとし、同号エ中「6,300 円」を「8,400 円」に改め、
同号エを同号ウとし、同条第 2 号中「特定同一世帯所属者」の次に「（国民
健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、
当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。
以下同じ。）」を加え、同号ア中「5,000 円」を「1 万 3,500 円」
に改め、同号イを削り、同号ウ中「4,000 円」を「5,000 円」に改
め、同号ウを同号イとし、同号エ中「4,500 円」を「6,000 円」に

改め、同号エを同号ウとし、同条第3号ア中「2,000円」を「5,400円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「1,600円」を「2,000円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「1,800円」を「2,400円」に改め、同号エを同号ウとする。

第20条の2第2項中「を提出する場合には」を「の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第5条の3」を「第5条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の上尾市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険事業に要する費用となる国民健康保険事業費納付金に充てる国民健康保険税について、資産割及び世帯別平等割による課税を廃止するとともに、税率等の見直しを行いたいので、この案を提出する。

議案第 85 号

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例
上尾市国民健康保険条例（昭和 34 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 5 条第 2 項中「別表第 2 第 2 章第 2 部の歯科訪問診療料の項注 8」を
「別表第 2 第 2 章第 2 部の歯科訪問診療料の項注 9」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

厚生労働省告示の改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提
出する。

議案第 86 号

公の施設の指定管理者の指定の変更について

都市公園（上尾丸山公園を除く。）の指定管理者の指定（平成 27 年 12 月 25 日議決第 111 号）を下記のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

上尾市長 畠山 稔

記

1 変更前の指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

2 変更後の指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

ただし、壺丁目公園については、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日までとする。

提案理由

大谷北部第四土地区画整理事業により壺丁目公園の供用を廃止することに伴い、その管理に関し、指定管理者の指定の期間を変更したいので、この案を提出する。

